



平成26年4月1日

会社名 株式会社ハークスレイ
代表者名 代表取締役会長兼社長 青木 達也
(コード番号：7561 東証一部)
問合わせ先 常務取締役 大槻 哲也
T E L 0 6 (6 3 7 6) 8 0 8 8

連結子会社の訴訟の判決（最高裁 勝訴確定）に関するお知らせ

平成24年10月17日付「連結子会社の訴訟の判決に関するお知らせ」にて、お知らせいたしました当社連結子会社の株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「総本部」）の勝訴（控訴審）の判決について、株式会社プレナス（以下「プレナス社」）が最高裁判所に上告及び上告受理申立てをいたしました。平成26年3月31日に最高裁判所は、プレナス社の上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定を行いました。これにより、総本部の勝訴が確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

最高裁判所

平成26年3月31日

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社の子会社である総本部は、総本部がマスターフランチャイザーとして展開する持ち帰り弁当販売事業「ほっかほっか亭」に関して、プレナス社をエリアフランチャイザー（地域本部・地区本部）とするフランチャイズ契約を締結しておりましたが、プレナス社が契約違反行為を繰り返したことから、平成20年12月16日付で、プレナス社に対して、契約違反に基づく損害賠償を請求する訴訟を提起しております。

第一審である平成22年5月11日付の東京地方裁判所の判決においては、総本部の主張が認められず、総本部といたしましては、当該判決は到底納得できるものではなかったことから、当該判決の是正を求め、平成22年5月25日付で東京高等裁判所へ控訴し、プレナス社に対し、金23億2,698万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求め、第二審において、平成24年10月17日付にて、東京高等裁判所より、以下のとおり勝訴の判決が言い渡されております。

(1) 原判決を次のとおり変更する。

① 被控訴人は、控訴人に対し、10億9,008万円及びこれに対する平成20年12月28日から支払い済みまで年6分の割合による金員を支払え。

② 控訴人のその余の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを4分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

(3) この判決の第1項(1)は、仮に執行することができる。

上記の判決について、プレナス社より、最高裁判所に対し、上告及び上告受理申立てを行いました。最高裁判所は上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定を致しました。

3. 決定の内容

最高裁判所による決定の内容は、以下のとおりです。

(1) 本件上告を棄却する。

(2) 本件を上告審として受理しない

(3) 上告費用及び上告受理申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 今後の見通し

今般の判決の確定に伴なう損害賠償金および遅延損害金については、東京高等裁判所の判決後にプレナス社から支払いがあり、総本部において預り金として計上しておりましたが、今般、上記最高裁判所の決定を受けて特別利益に計上する見通しです。当社の平成26年3月期の連結業績見通しに与える詳細につきましては、平成26年4月1日付の「特別利益の計上に関するお知らせ」をご参照ください。

以上